

奈良県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	小林 陽一	香芝市北今市三丁目一八五
〃	牧浦 九左夫	〃 〃 六丁目四一五
〃	吉村 増雄	〃 〃 七丁目三〇〇一
〃	山本 孝雄	〃 〃 三丁目一九二一
〃	黒松 宏允	香芝市高五四
〃	先山 茂男	〃 〃 一〇二一二
〃	喜多 正則	〃 〃 三二
〃	松井 修	〃 〃 一〇
〃	黒松 吉次	〃 〃 八一
〃	井尻 常正	北葛城郡上牧町上牧三二二
〃	竹田 太郎	〃 〃 三〇九
〃	三村 正則	香芝市上中四〇一
〃	池原 啓司	〃 〃 二八三二三
〃	坂口 和雄	〃 〃 今泉七七七
監事	中村 昌平	〃 〃 北今市六丁目三九七
〃	辻本 均	北葛城郡上牧町上牧三一〇
〃	竹田 裕恒	香芝市上中七八九一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇一
〃	喜多 正則	〃 〃 高三二
〃	中村 昌平	〃 〃 北今市六丁目三九七
〃	山中 伸晃	〃 〃 〃 三九四一
〃	山本 孝雄	〃 〃 〃 三丁目一九二一

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山下	喜多	松本	坂口	青木	井尻	山本	竹田	黒松	黒松	先山	巽
久一	成典	光弘	和雄	善一	常正	隆男	裕恒	裕喜秀	吉次	茂男	弘文
北葛城郡上牧町上牧四二三	〃 高九四	〃 上中二八九一四	香芝市今泉七七七	〃 三四八一二	北葛城郡上牧町上牧三三二	〃 三八八一	〃 上中七八九一二	〃 八五	〃 八一	〃 高一〇二一二	〃 六丁目四八七